

2012 年度決算における不納欠損実績率・貸倒実績率の算定方法

□ 不納欠損実績率

市税、使用料等の未収金の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、当該未収金の弁済状況、相手先の財務内容、過去 5 年間の実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金額を乗じた額を不納欠損引当金として計上します。

また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

不納欠損実績率

2007～2011 年度の不納欠損額の合計

=

$$\frac{\text{2007～2011 年度の滞納繰越収入額の合計} + \text{2007～2011 年度の不納欠損額の合計}}{\text{2007～2011 年度の滞納繰越収入額の合計} + \text{2007～2011 年度の不納欠損額の合計}}$$

□ 貸倒実績率

貸付金のうちの一部については、返済免除又は減免となる可能性があるため、当該債権の弁済状況、貸付相手先の財務内容、過去 5 年間の実績等により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上します。

また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

貸倒実績率

2007～2011 年度の不納欠損額の合計 + 2007～2011 年度の免除額の合計

=

$$\frac{\text{2007～2011 年度の滞納繰越収入額の合計} + \text{2007～2011 年度の不納欠損額の合計} + \text{2007～2011 年度の免除額の合計}}{\text{2007～2011 年度の滞納繰越収入額の合計} + \text{2007～2011 年度の不納欠損額の合計} + \text{2007～2011 年度の免除額の合計}}$$

※ これらの計算式は「新地方公会計制度実務研究会」報告書の「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に示されている回収不能見込額の算定方法に準拠したものです。